

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人善通寺市農地管理公社に係る農地保有合理化事業規程の変更の承認をしたので、同条第2項の規定において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成21年6月2日

香川県知事 真鍋武紀

1 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業
- (3) 農地貸付信託事業
- (4) 農業生産法人出資育成事業
- (5) 研修等事業

2 変更承認日

平成21年5月22日